

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成30年7月22日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「図書館情報館の復命書（平成29年度。ただし平成29年4月分は除く。）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年8月31日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおりに特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示部分」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

- ア 平成30年1月27日付け復命書（用務：1 図書館システム管理用務 図書館システム更新カスタマイズ内容の調整・確認、2 電子図書館構想用務 ○○大学図書館貴重書庫デジタルアーカイブでのI I I Fの実装状況調査）
- イ 平成30年1月14日付け復命書（用務：1 岩波文庫創刊90周年記念イベント 岩波文庫から日本文化を考える連続対談 第三部のネット中継の実施（理化学研究所）、2 電子図書館構想用務 まほろばデジタルライブラリー次期システム調整（株式会社○○○○））
- ウ 平成29年9月26日付け復命書（用務：図書館システムへのマイナンバーカード利用アプリ事例調査）
- エ 平成29年9月2日付け復命書（内容：【特別展】京都市美術館名品展 美人画100年の系譜 美の継承—万葉日本画へ続く流れ オープニングイベント）
- オ 平成29年4月21日、5月23日及び7月7日付け復命書（用務：平成29年度 新任課長級研修）
- カ 平成29年7月1日付け復命書（用務：筑波大学での図書館業務システムL I M E D I Oの運用状況調査）
- キ 平成29年6月8日付け復命書（用務：1 岩波文庫創刊90周年記念イベント・連続対談第1回「私と岩波文庫」のネット中継の実施（岩波文庫）・1/12連続対談の事前調整、ネット環境確認（理化学研究所）、2 電子図書館構想用務・図書館情報館システム→まほろばデジタルライブラリー連携調（株式会社○

- 〇〇〇、株式会社〇〇〇〇)、県内図書・雑誌共同活用システムの構築・調整)
- ク 全国公文書館長会議、館長等意見交換会(6/8)、実務担当者意見交換会及び「国際アーカイブズの日」記念講演会(6/9))に係る復命書
- ケ 平成29年7月2日付け復命書(内容:国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会(6/29)、全国公共図書館協議会総会及び研究集会(6/30))
- コ 近畿公共図書館協議会第1回理事会、総会・講演会(平成29年7月13日開催)に係る復命書
- サ 近畿公共図書館協議会第2回理事会(平成30年2月16日開催)に係る復命書
- シ 平成30年2月9日付け復命書(用務:学校図書館を活用した授業のあり方等にかかる研修アドバイザー)
- ス 平成29年12月1日付け復命書(用務:平成29年度 関東・甲信越静地区図書館別研修 第2日目講義出講及び受講)
- セ 平成29年11月9日付け復命書(用務:1. 第19回図書館総合展 第1日目・第2日目(パシフィコ横浜)、2. 当館への寄贈図書情報館受領式(東京日本橋 奈良まほろば館))
- ソ 平成29年8月19日付け復命書(用務:平成29年度全国書誌データ・レファレンス協同データベース利活用研修会)
- タ 平成29年6月25日付け復命書(用務:ビブリオバトル・オブ・ザ・イヤー2017授賞式及び交流会)
- チ 平成29年7月12日付け復命書(用務:平成29年度 新任課長補佐研修)
- ツ 平成30年1月20日付け復命書(用務:第15回日本古典籍講習会)
- テ 平成29年12月7日付け復命書(用務:これからの学術情報システムに関する意見交換会2017)
- ト 平成29年11月11日付け復命書(用務:平成29年度漢籍担当職員講習会(中級))
- ナ 平成29年10月15日付け復命書(用務:平成29年度 新規採用職員研修(後期))
- ニ 平成29年9月23日付け復命書(用務:知的障害の方のための読書支援サポート講座 第1回)
- ヌ 平成30年3月14日付け復命書(用務:第21回 常民文化研究講座 古文書修復実習)
- ネ 平成30年3月7日付け復命書(用務:平成29年度大阪府立中之島図書館ビジネス支援サービス入門講座)
- ノ 平成30年2月9日付け復命書(用務:平成29年度 図書館地区別研修(近畿地区))
- ハ 平成30年1月19日付け復命書(用務:平成29年度 奈良県図書館協会公共図書館部会県外実地研修会)
- ヒ 平成29年12月23日付け復命書(用務:全史料協 近畿部会 第142回例会)
- フ 平成29年12月12日付け復命書(用務:平成29年度資料デジタル化研修)
- ヘ 平成29年11月28日付け復命書(用務:2017年度中堅職員ステップアップ研修)

- ホ 平成29年11月24日付け復命書（用務：平成29年度 障害者サービス担当職員向け講座、障害者サービス担当職員向け講座・実習）
- マ 平成29年11月11日付け復命書（用務：第43回 全史料協全国（神奈川県相模原）大会及び研修会）
- ミ 平成29年11月10日付け復命書（用務：第19回図書館総合展）
- ム 平成29年11月21日付け復命書（用務：平成29年度アーカイブズ・カレッジ短期コース）
- メ 平成29年11月4日付け復命書（用務：平成29年度契約事務基本研修）
- モ 平成29年10月1日付け復命書（用務：平成29年度図書館等職員著作権実務講習会）
- ヤ 平成29年10月8日付け復命書（用務：平成29年度新規採用職員指導担当者フォローアップ研修）
- ユ 平成29年10月4日付け復命書（用務：平成29年度アーカイブズ研修ⅠⅠ（前期期間））
- ヨ 平成29年9月14日付け復命書（用務：平成29年度アーカイブズ研修Ⅰ）
- ラ 平成29年8月27日付け復命書（用務：平成29年度歴史文化資源説明力向上研修会（第1回））
- リ 平成29年8月6日付け復命書（用務：L I M E D I O Seminar 2017 in 大阪）
- ル 平成29年7月12日付け復命書（用務：情報セキュリティ研修）
- レ 平成29年6月29日付け復命書（用務：障害者の職場実習の受入に関する基礎的講義）

(2) 開示しない部分

個人（公務員（新規採用職員及び非常勤嘱託職員を除く）を除く）の氏名、印影及びアカウント

(3) 開示しない理由

条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 審査請求

審査請求人は、平成30年11月23日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、決定を取り消し、「1 対象文書すべてを開示せよ」及び「2 不開示の公務員の氏名、印影を開示せよ」との裁決を求める審査請求を行った。

4 諮問

平成31年4月18日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

決定を取り消し、「1 対象文書すべてを開示せよ」「2 不開示の公務員の氏名、印影を開示せよ」との裁決を求める

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

1. 復命書に含まれる別添資料等の多くが開示され開示されていない。 2. 不開示の公務員の氏名、印影は不開示情報ではない。

(2) 意見書

ア 開示文書の特定について

各職員の復命書の様式は一見似ているが、仔細に見れば、人さまざまである。押印欄については、館長、副館長、課長、係長、館員となっているものが多いが、館員が係員となっているものがあれば、係長止まりのものもある。また、係長欄の無い館長、副館長、課長、課員や館長、副館長、両課長、全係長、公文書・地域研究係という独特のものもある。

復命先は、奈良県立図書館館長宛と奈良県立図書館館長 千田稔宛の2種類である。項目は、旅行先、用務、期間（期日）、概要のパターンが多いが、日時、場所、内容、概要（詳細）のパターンもある。字体もゴシック体、明朝体に分かれる。

つまり、必要事項が記載されていれば様式は自由で、復命者の個性が表れる。これは添付資料があることを示す場合も同様で、以上（詳細は添付資料のとおり）、（詳細は別紙資料のとおり）、（詳細は別紙講義資料のとおり）など一様でなく、復命者が自由に記載しているのが認められる。

平成29年7月12日付け復命書（用務：情報セキュリティ研修）、平成29年6月29日付け復命書（用務：障害者の職場実習の受入に関する基礎的講義）は、それぞれ、（詳細は別紙資料のとおり）、以上（詳細は添付資料のとおり）とあるとおり、資料が添付されているところ、平成29年9月14日付け復命書（用務：平成29年度アーカイブス研修Ⅰ）、平成29年11月24日付け復命書（用務：平成29年度障害者サービス担当職員向け講座等）、平成29年11月28日付け復命書（用務：2017年度中堅職員ステップアップ研修）、平成30年3月7日付け復命書（用務：平成29年度大阪府立中之島図書館ビジネス支援サービス入門講座）はそれぞれ、以上（詳細は添付資料のとおり）、詳細は別紙講義資料のとおり、（詳細は別紙資料のとおり）、となっているが、いずれも資料は開示されなかった。

平成30年9月17日に中尾総務企画課長（情報公開主任）に在るべき添付資料が無いことを指摘すると、無いものは無い、最初から無い、文化資源活用課から怒られたと述べた（この発言は面前で記録したメモに記載されている）。確認のため、先の添付資料が漏れている復命書のうち、不開示でない11月の復命者に、添付資料の有無を訊ねたところ、復命書に記載したとおり添付資料を付けたとのことであった。

そもそも本件で添付資料が漏れている復命書は、1日或いは数日間にわたる研

修について復命したもので、簡単な概要だけでは足りない。そのため入手した資料を添付するのが簡便で、情報を館内で共有することにより、研修参加者だけでなく他の職員の参考に供されるべきものである。実際、本件以前に開示された復命書には研修等旅行先で入手した資料は必ず添付されていた。

記述のとおり、復命書の様式は決まっておらず、復命者が自由にパソコンで作成するもので、添付資料が無ければ、その存在を示す文言の記載は不用である。実際、本件でも多くの復命書には、添付資料が付いているとの記載は無い。そうすると、さまざまな文言で存在を示しながら添付資料の漏れている復命書は、提出した時点では、添付資料がついていたと考えるのが合理的であり、先の復命者の言とも一致する。

よって、あるべき添付資料が特定されていないので開示するよう求めたものである。

イ 不開示の県職員の氏名及び印影について

実施機関は平成29年8月22日付け人第256号弁明書で、「県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、条例第7条第2号ただし書アに該当するものとして、原則として開示することとされている」と述べている。これは奈良県情報公開条例の解釈運用基準（以下「解釈運用基準」という。）にある、条例第7条第2号に関する解釈で、「県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、本号ただし書アにより、原則として開示するものとする」と同旨を述べたものといえる（解釈運用基準28頁）。

実施機関では、奈良県職員服務規程第11条第3項の規定に基づき、旅行を命ぜられた職員は、当該旅行から帰庁したときは、帰庁した日から5日以内に復命書を提出し、復命しなければならないとされているから、旅行した職員による復命書の提出は職務であり、復命書に記載された復命者の氏名及び印影は県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる。

よって、実施機関の見解によっても、解釈運用基準によっても、原則開示するものである。例外的に、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合は除かれるから、復命者の氏名および印影を開示することにより、当該職員の私生活等に影響を及ぼす具体的なおそれがあるか検討する。

奈良県職員録には索引があり、初めて掲載されればその者は新規採用職員と知れる。平成29年度の奈良県職員録によれば、図書情報館の主事は1名であり、主事である新規採用職員の氏名は公にされている。本件でも、平成30年1月20日付け復命書（用務：第15回日本古典籍講習会）の復命者である主事の氏名及び印影は開示されている。一人に開示したということは誰にでも開示できることを意味する。よって、その氏名及び印影は公にされているから、プライバシー等を侵害するおそれはない。ゆえに、不開示の復命書の主事の氏名及び印影を開示することにより、当該職員の私生活等に影響を及ぼす具体的なおそれは認められない。

図書情報館の嘱託職員は、通常4月から翌年3月までの1年間の任用で、職員録に無い非常勤嘱託職員の氏名は、正規職員・常勤嘱託職員と同様、報道資料、奈良新聞、奈良県立図書情報館報・芸亭、奈良県図書館協会・地域研究会だより、

メールマガジン、月刊大和路ならら等、さまざまなメディアで公表慣行が認められる。このうち、報道資料、奈良県立図書館報・芸亭、奈良県図書館協会・地域研究会だより、メールマガジンは、図書館の編集発行になるものであり、奈良新聞、月刊大和路なららの書評は、図書館との提携により毎月掲載されているものである。

そして、これらの雑誌、新聞等は、不特定多数の者に広く知られる状態に置かれていることが認められる。奈良新聞、奈良県立図書館報・芸亭、奈良県図書館協会・地域研究会だより、月刊大和路なららは、図書館等の公共図書館で永久保存されており、奈良県立図書館報・芸亭とメールマガジンのバックナンバーは図書館のホームページで、報道資料は県政情報センター備付けの報道資料簿冊で誰でも閲覧することができる。そのため本意見書の添付資料として全て写しを入手できたものである。

よって、不開示の非常勤嘱託職員の氏名は公表慣行があり、プライバシー等を侵害するおそれはない。ゆえに、復命書に含まれる当該職員の氏名及び印影を開示しても、私生活等に影響を及ぼす具体的なおそれは認められない。

以上から、不開示の県職員の氏名及び印影は開示されるべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

実施機関では、奈良県職員服務規程（昭和36年3月奈良県訓令甲第2号）第11条第3項の規定に基づき、旅行を命ぜられた職員は、当該旅行から帰庁したときは、帰庁した日から5日以内に復命書を提出し、復命しなければならない。

本件開示請求は、平成29年4月分を除く平成29年度分の旅行に係る、図書館の復命書に関するものであることから、実施機関は図書館職員が平成29年5月1日から平成30年3月31日までに行った旅行に係る復命書を開示請求の対象文書として特定した。

2 本件審査請求の趣旨について

審査請求人は、審査請求書の「審査請求の趣旨」欄に「1 対象文書すべてを開示せよ」及び「2 不開示の公務員の氏名、印影を開示せよ」と記載し、「審査請求の理由欄」において、「1 復命書に含まれる別添資料等の多くが開示されていない」及び「2 不開示の公務員の氏名、印影は不開示情報ではない」と主張している。

本件行政文書には、復命書の概要欄に「詳細は添付資料のとおり」と記載されているものの、出張先で職員が取得した資料の全部又は一部が添付されていない復命書が散見される。また、本件決定において、実施機関は非常勤の嘱託職員の氏名及び印影並びに新規採用職員の氏名及び印影を不開示にしている。

これらのことから、本件審査請求は、本件開示請求に対応する行政文書として復命書に添付されるべき資料が特定されていないこと並びに非常勤の嘱託職員の氏名及び印影並びに新規採用職員の氏名及び印影が条例第7条第2号に該当しないことを理由として、これらの開示を求めているものと解した。

3 本件行政文書の特定について

審査請求人は、「審査請求の理由」欄に、「復命書に含まれる別添資料等の多くが開示されていない」旨記載している。

図書館では、本件開示請求時点においては、職員が出張した場合には、出張の目的である会議又は研修等で配付された資料のうち、当該出張に係る復命すべき内容と直接的に関係する資料のみを添付することとしていた。復命書に「詳細は添付資料のとおり」と記載されているにも関わらず資料が添付されていないものが散見されるが、これまで使用していた復命書を日付や出張目的のみを変更して使用していたためであり、資料が添付されていない場合にも同様の復命書を使用しており、復命書を編纂した簿冊にも、本件決定において特定した文書以外の文書は保存されていなかった。また、念のため、復命者に簿冊に編纂していない資料を保管していないか確認したが、保管されていなかった。

したがって、復命書に添付された資料は全て本件開示請求に対応する文書として特定しているものである。

以上のことから、本件行政文書の特定に係る審査請求人の主張は当たらない。

4 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、職業、収入、資産、家族関係等個人に関する一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとされている。実施機関は、本件決定において、非常勤嘱託職員及び新規採用職員の氏名及び印影を不開示としている。

本件不開示情報は、これらを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

審査請求人は本件氏名の開示を求めていることから、本件氏名が、それぞれ条例第7条第2号ただし書に該当するかについて、以下に述べる。

(1) 非常勤嘱託職員の氏名及び印影について

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていないが、当該公務員等の氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、本号のアが適用され、個人情報としては不開示とはならないことになる。

公表する慣行がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

奈良県においては、毎年、職員録が発行され、販売等の方法により公にされてお

り、当該職員録に掲載されている職員の氏名は、慣行として公にされているものとして開示されている。

実施機関が本件決定において不開示としている、非常勤嘱託職員の氏名は前述の職員録には掲載されていない。

また、実施機関は、平成27年度に、奈良県立図書情報館十周年記念誌（以下「記念誌」という。）を発行しており、記念誌には、平成27年10月1日までに図書情報館に在籍していた非常勤嘱託職員を含めた全職員の氏名が掲載されている。しかし、本件開示請求は、平成29年度の文書を対象としており、記念誌に氏名が掲載されている非常勤嘱託職員が必ずしも平成29年度において実施機関に在職しているとは限らず、平成27年度の記念誌の名簿と一致しているとも限らないことから、公にされているとは解されず、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イ及びウに掲げる情報のいずれにも該当しないことは明らかである。

以上のことから、非常勤嘱託職員の氏名及び印影は条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

（2）新規採用職員の氏名及び印影について

奈良県においては、前述のとおり、職員録が発行され、販売等の方法により公にされており、当該職員録に掲載されている職員の氏名は、慣行で公になっているものとして開示としており、本件で不開示とした新規採用職員の氏名は職員録に掲載されている。しかし、本件行政文書の用務に記載された新規採用職員研修の記述を開示していることから、さらに新規採用職員の氏名を開示すると、既に開示している新規採用職員研修の記述と一体となることにより、当該職員の採用年度が明らかとなる。すなわち、新規採用職員の氏名は、当該職員の採用年度が明らかになる情報として不開示としたものである。

そして、職員が新規採用された年度については、職員録に掲載されておらず、他にこれを公にする法令等の規定及び慣行もないことから、同号ただし書アに掲げる情報に該当せず、また、同号ただし書イに掲げる情報に該当しないことは明らかである。

また、同号ただし書ウの「職務の遂行に関する情報」とは、具体的な職務遂行と直接関連する情報を意味するものであるが、職員が新規採用された年度は、職員の私的な情報であり、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではないため、同号ただし書ウに掲げる情報にも該当しない。

以上のことから、新規採用職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

5 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民等の理解と信頼を深め、県民

等の県政への参加を促進し、もって県民等の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民等に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民等の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関では、服務規程第11条第3項の規定に基づき、公務のため旅行を命ぜられた職員が、当該旅行から帰庁したときは、原則として復命書を提出し、復命を行うこととされている。

本件行政文書は、図書情報館の職員に係る平成29年4月分を除く平成29年度分の復命書であり、図書館職員を対象とした研修会等に参加した非常勤嘱託職員の氏名及び印影並びに新規採用職員研修に参加した新規採用職員の氏名及び印影等が記載されている。

3 行政文書の特定について

審査請求人は、本件行政文書には「詳細は添付資料のとおり」等の記載があるが、当該記載に対応する添付資料が添付されていない復命書が散見され、本件行政文書以外に復命書の添付資料が存在する旨主張しているのに対し、実施機関は本件行政文書以外に本件開示請求に対応する文書は存在しない旨主張しているので、以下検討する。

当審査会が本件行政文書を見分したところ、「詳細は別紙講義資料のとおり」と記載されているが、復命書の概要欄に研修内容が記載されており、添付資料は日程表である等、復命書の記載内容と添付資料が一致していない復命書が3件、「詳細は別紙資料のとおり」と記載されているが、復命書の概要欄に研修内容が記載されており、別紙が添付されていない復命書が1件あることが認められた。

これに対し、実施機関は、以前に使用した同種の研修会等の復命書を利用し、本件行政文書を作成したため、実際には添付資料は存在しないが、以前の復命書に記載されていた添付資料についての記載が残されていた旨主張している。

また、実施機関において、該当する文書を探索したが見当たらなかったとのことである。

これらのことから、以前に使用した復命書を利用したため、添付資料について適切な記載が行えていなかったとはいえるが、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書が存在しないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在する推測させる特段の事情もない。

以上のことから、本件行政文書以外に本件開示請求に対応する行政文書は存在しな

いとすゝ実施機関の説明は是認できると判断する。

4 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、本件決定において不開示とした非常勤嘱託職員（以下「本件非常勤嘱託職員」という。）の氏名及び印影並びに新規採用職員（以下「本件新規採用職員」という。）の氏名及び印影について、条例第7条第2号に該当すると主張している。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

（1）非常勤嘱託職員の氏名及び印影について

本件非常勤嘱託職員の氏名及び印影は、これを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれがある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

そうすると、非常勤嘱託職員の氏名が全て職員録に掲載されているか否かが問題となる。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、非常勤嘱託職員については、その業務内容や勤務条件などを総合的に勘案して、職員録に掲載するか否かを個別に判断しているとのことであった。

そこで、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、本件非常勤嘱託職員の氏名は掲載されていなかった。

また、職員録以外において、実施機関の非常勤嘱託職員の氏名を、実施機関が慣行として公にしているかについて、審査請求人は、実施機関が発出した報道資料及びメールマガジン並びに実施機関の職員が寄稿した雑誌及び新聞において、本件非常勤嘱

託職員の氏名が記載されている旨主張している。

そこで、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、一部の展示イベントに係る報道資料については、非常勤嘱託職員の氏名を記載したうえで報道機関に配布したが、報道機関との連絡用に当該イベントの担当者の氏名を記載しているものであって、現に報道等において非常勤嘱託職員の氏名が公にされた事実はなく、実施機関のホームページにも掲載していないとのことであった。

また、メールマガジン並びに雑誌及び新聞については、これらに掲載された記事は書評や歴史文化等に係る解説（以下「書評等」という。）であって、司書である一部の非常勤嘱託職員が自らの知見を活かして執筆した著作物であり、その執筆者として署名しているものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされている事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、書評等への署名は、その内容を考慮すると、書評等の執筆者として行ったものであると考えるのが相当であり、個別的な事情にとどまるものと認められることから、司書である非常勤嘱託職員の氏名が実施機関が発出したメールマガジン並びに非常勤嘱託職員が寄稿した雑誌及び新聞に掲載されていることをもって、実施機関が本件非常勤嘱託職員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

これらのことから、本件非常勤嘱託職員の氏名及び印影は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、また、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件非常勤嘱託職員の氏名及び印影は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、また同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件非常勤嘱託職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

(2) 新規採用職員の氏名及び印影について

本件新規採用職員の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため、条例第7条第2号本文に該当する。

次に同号ただし書について検討する。

本件新規採用職員の氏名及び印影を公にした場合、本件決定において既に開示されている採用年月日及び所属の名称と照合することにより、本件行政文書に記載されている実施機関の職員の採用年月日が明らかとなる。

そうすると、実施機関の職員の採用年月日が同号ただし書に掲げる情報に該当するか否かが問題となる。

そこで、実施機関の職員の採用年月日が公にされているか否かについて、事務局を通じて実施機関に確認したところ、採用年月日は職員録等に掲載しておらず、その他の方法においても公にしていないとのことであった。

この点について、事務局に確認させたところ、実施機関では職員録に職員の所属、氏名及びフリガナを記載した上で一般に販売しているが、職員の採用年月日は職員録に掲載されておらず、その他実施機関において公にする慣行があると認められる事実は確認できなかった。

これらのことから、実施機関において職員の採用年月日を慣行として公にされている又は公にすることが予定されているとは認められず、公にすることを義務付ける法令等の規定もないことから、実施機関の職員の採用年月日が明らかとなる本件新規採用職員の氏名及び印影は同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウに該当しないことは明らかである。

以上のことから、新規採用職員の氏名及び印影は、条例第7条第2号に掲げる不開示情報に該当する。

5 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

6 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

| 年 月 日 | 審 査 経 過 |
|---------------------------|----------------------------|
| 平成31年 4月18日 | ・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。 |
| 令和 元年 5月17日 | ・ 審査請求人から意見書が提出された。 |
| 令和 3年 8月 3日 (第254回審査会) | ・ 事案の審議を行った。 |
| 令和 3年10月 1日 (第255回審査会) | ・ 事案の審議を行った。 |
| 令和 3年11月26日 (第256回審査会) | ・ 答申案の取りまとめを行った。 |
| 令和 4年 3月31日 | ・ 実施機関に対して答申を行った。 |

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

| 氏 名 | 役 職 名 | 備 考 |
|------------------|----------------------------------|------|
| いろめよしお 以呂免義雄 | 弁護士 | 会長代理 |
| くぼ ひろこ 久保 博子 | 奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学） | |
| こたに まり 小谷 真理 | 同志社大学政策学部准教授（行政法） | |
| のだ たかし 野田 崇 | 関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法） | 会 長 |
| ほそみ みえこ 細見三英子 | 元産経新聞社記者 | |